

賛育会クリニック

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 契約書

様（以下「利用者」といいます）と賛育会クリニック訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問リハビリテーションについて次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は利用者に対し、介護保険法令にしたがい、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう訪問リハビリテーションを提供し、利用者は事業者はそのサービスに対して料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了の日までとします。
2. 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約満了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

（訪問リハビリテーション計画）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問リハビリテーション計画」を作成します。事業者はこの「訪問リハビリテーション計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。
2. 「訪問リハビリテーション計画」が利用者との合意を持って変更され、事業者の提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て、新たな「訪問リハビリテーション計画」を作成し、これを訪問リハビリテーションの内容とします。

（訪問リハビリテーションの内容）

第4条 利用者が提供を受ける訪問リハビリテーションの内容は「重要事項説明書」に定めたとおりとし、事業者は「重要事項説明書」の内容を利用者及びその家族に説明します。

2. 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問リハビリテーション計画に沿って「重要事項説明書」に定めた内容の訪問リハビリテーションを提供します。
3. 第2項のサービス従業者は、理学療法士または作業療法士です。

(サービス提供の記録)

- 第5条 事業者は、サービス提供記録を作成し、契約終了後、2年間保管します。
2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する第4条第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
 3. 利用者は、当該利用者に関する第4条第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

(料金)

- 第6条 利用者に対し、事業者は「重要事項説明書」に定めた利用単位をもとに計算された当月料金の合計額を、翌月の15日までにお知らせします。
2. 利用者は、当月の合計額を翌月末までに①銀行振込み②銀行口座からの自動引き落とし③窓口支払い等により支払いします。
 3. 利用者に対し、事業者は料金の支払いを受けた時は、領収書を発行します。
 4. 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービス実施のために使用する水道、電気、ガス、電話料を負担します。

(料金の変更)

- 第7条 事業者は、利用者に対し1ヶ月前までに文書で通知することにより「重要事項説明書」に定めた利用単位毎の料金の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
2. 事業者は、利用者と料金の変更について承諾された場合、新たな料金にもとづく「重要事項説明書」を作成し、双方で取り交わします。
 3. 利用者は、事業者に対し料金の変更について承諾されない場合、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(サービスの中止)

- 第8条 利用者は、事業者に対して、料金の負担をすることなく訪問リハビリテーションを中止することができます。ただし、訪問リハビリテーション提供前日17時30分までに、事業者に連絡を行なうことを条件とします。
2. 事業者は、訪問リハビリテーション提供前日17時30分までに通知することなく訪問リハビリテーションの利用を中止した場合、事業者は、利用者に対し「重要事項説明書」に定めた計算方法によりキャンセル料を請求することができます。この場合の料金は、第6条に定める他の料金と合わせて請求します。

(契約の満了)

第9条 利用者は、事業者に対し1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病気、急な入院等やむを得ない事情がある場合、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

2. 事業者は、利用者に対しやむを得ない事情がある場合、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

3. 利用者は、次の事由に該当した場合、事業者文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当なサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務を反した場合
- ③ 事業者が利用者及びその家族に、社会通念を逸脱する行為をした場合
- ④ 事業者が破産した場合

4. 事業者は、次の事由に該当した場合、利用者に文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金支払いの催告の日から30日以内に入金がされない場合
- ② 利用者及びその家族が、事業者やサービス従業者に対し、この契約を継続しがたい背信行為を行った場合。

5. 次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所している期間
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が亡くなられた場合

(秘密保持)

第10条 事業者及びサービス従事員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由もなく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及びその家族に関する個人情報を用いません。

(賠償責任)

第11条 事業者は、サービスの提供に伴い事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合、利用者に対してその損害を賠償します。

(緊急時の対応)

第 12 条 事業者は、現に訪問リハビリテーションの提供を行っている時に、利用者の病状に急変が生じた場合、速やかに主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

(身分証の携行義務)

第 13 条 サービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者やその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

(連携)

第 14 条 事業者は、訪問リハビリテーションの提供にあたり、介護支援専門員及び保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(相談・苦情対応)

第 15 条 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口は「重要事項説明書」の通り設置し、自ら提供した訪問リハビリテーションに関する利用者の要望・苦情等は迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第 16 条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

(裁判管轄)

第 17 条 利用者及び事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの開始にあたり、利用者及びその家族に対し、本契約書に基づき契約事項を説明しました。

契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約日 年 月 日

説明者 ⑩

契約者氏名

事業者

<名 称> 社会福祉法人賛育会 賛育会クリニック
事業所番号ー 2010119747
<所 在 地> 長野県長野市豊野町豊野 634番地
TEL 026-257-2470

<代表者氏名> 院長 宮澤明住 ⑩

利用者

<住 所> _____

<氏 名> _____ ⑩
(代筆者)

家族代表 (代理人)

<住 所> _____

<氏 名> _____ ⑩ (続柄:)

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

重要事項説明書

[2024年6月1日現在]

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

Tel 026-257-2470（午前9時から午後5時30分まで）

1. 訪問リハビリテーションの概要

(1) 事業所の名称・所在地

事業所名	社会福祉法人賛育会 賛育会クリニック
所在地	長野県長野市豊野町豊野 634番地 Tel 026-257-2470
介護保険事業所番号	2010119747
事業の実施地域	長野市豊野町および周辺区域

(2) 事業所の職員体制（2024年4月1日現在）

職 種	員 数
担当医	1（兼務）
理学療法士	1以上（兼務）
作業療法士	1以上（兼務）

(3) 営業日・営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで
営業時間	午前9時から午後5時30分まで
休業日	土曜・日曜・祝日、12月30日から1月3日まで

2. サービス内容

訪問リハビリテーション

生活機能向上に向けたリハビリテーションマネジメント
社会活動・参加へ向けた応用動作練習・指導・調整
日常生活動作・日常生活関連動作の練習・指導・調整
拘縮予防・心身機能改善の運動・指導 など

3. 利用料

別紙1の料金表を参照してください。

4. その他

サービス従事員は、介護保険制度上利用者の心身機能の維持回復のため機能訓練を行うことを業務とし、下記については関与致しませんのでご了承下さい。

- (1) 利用者及びその家族に関する年金の管理及び金銭の貸借等の事項
- (2) 利用者及びその家族に関する食事・清掃・買物等の事項
- (3) サービス従事員に対する贈り物や飲食等の接待事項

5. 相談・要望・苦情等の窓口

訪問リハビリテーションに関する相談・要望・苦情等がありましたら、サービス提供責任者又は別紙2に記載した連絡先に申し出てください。

＜サービス提供責任者＞ 賛育会クリニック 院長 宮澤 明住
理学療法士 峯村 優一

電話番号 026-257-2470

＜受付時間＞ 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで

重要事項説明確認書

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの開始にあたり、利用者及びその家族に対し、重要事項説明書に基づき重要事項を説明しました。

事業者

＜名 称＞ 社会福祉法人賛育会 賛育会クリニック

＜所 在 地＞ 長野県長野市豊野町豊野 634番地

＜説 明 日＞ 年 月 日

＜説 明 者＞ ㊟

利用者

＜氏 名＞ _____ ㊟
(代筆者)

家族代表 (代理人)

＜氏 名＞ _____ ㊟ (続柄:)

(別紙1)

賛育会クリニック訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 利用料金表

1. 利用者負担金 (2024年6月1日現在)

(1) 介護保険からの給付サービスを利用する場合、基本単位数の額のうち、利用者毎に定められた負担割合で算出した額となります。基本単位数は以下の通りです。但し、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用料金は全額利用者負担となります。

<訪問リハビリテーション費 >

訪問リハビリテーション費 308 単位 (20 分間につき 1 回と換算)

(介護予防) 訪問リハビリテーション費 298 単位 (20 分間につき 1 回と換算)

利用開始月から 12 月超の場合 -30 単位 (20 分間につき 1 回と換算)

<サービス提供体制加算>

訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者がいる場合。

サービス提供体制加算 I 6 単位 (20 分間につき 1 回と換算)

(介護予防) サービス提供体制加算 I 6 単位 (20 分間につき 1 回と換算)

<移行支援加算> 1 日につき 17 単位

<リハビリテーションマネジメント加算>

リハビリテーションの質の向上を図るため、利用者の状態や生活環境などを踏まえた、多職種協働によるリハビリテーション計画の作成、実行、評価、見直しといったサイクルの構築を通じて継続的にリハビリテーションの質を管理する場合。(口は、いずれも LIFE に定期的にデータを送信し、フィードバックを受けた場合)

リハビリテーションマネジメント加算 イ 1 月につき 180 単位

リハビリテーションマネジメント加算 ロ 1 月につき 213 単位

*事業所の医師が利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合
上記に加えて 1 月につき 270 単位

<短期集中リハビリテーション実施加算>

退院・退所後又は、新たに要介護認定を受けた後に、基本的動作及び応用動作能力を向上させ、身体機能を回復するための集中的なリハビリテーションに実施した場合

・退院・退所日又は認定日から起算して 3 月以内の場合

短期集中リハビリテーション実施加算 1 日につき 200 単位

※1 日当たり 20 分間以上、週におおむね 2 日以上実施の場合。

(介護予防) 短期集中リハビリテーション実施加算 1 日につき 200 単位

※1 月以内は、1 日当たり 40 分間以上、週におおむね 2 日以上実施の場合。

1 月超～3 月以内は、1 日当たり 20 分間以上、週におおむね 2 日以上実施の場合。

<認知症短期集中リハビリテーション実施加算> (介護予防を除く)

認知症であると医師が判断し、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、退院(所)日または訪問開始日から 3 月以内の場合

認知症短期集中リハビリテーション加算 1日につき 240単位

<退院時共同指導加算>

退院後訪問リハビリテーション初回利用時に 600単位

病院又は診療所に入院中のものが退院にあたり訪問リハビリテーション事業所の医師または、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合

介護保険の法定利用料に基づく「利用者負担金」は、介護保険負担割合証による負担割合で算出します。長野市在住で、1割負担の場合の料金の目安は下記のとおりです。訪問リハビリテーション利用料金の目安（1割負担、要介護1～5の場合）

サービス区分	基本単位数	利用料金目安
訪問リハビリテーション費（20分）＋サービス提供体制強化加算Ⅰ（20分）	308＋6単位	約319円
訪問リハビリテーション費（40分）＋サービス提供体制強化加算Ⅰ（40分）	616＋12単位	約637円
訪問リハビリテーション費（60分）＋サービス提供体制強化加算Ⅰ（60分）	924＋18単位	約955円
移行支援加算（1日につき）	17単位	約18円
リハビリテーションマネジメント加算（イ）（1ヶ月につき）	180単位	約184円
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）（1ヶ月につき）	213単位	約217円
リハビリテーションマネジメント加算（イ）事業所医師の説明・同意を得た場合（1ヶ月につき）	450単位	約458円
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）事業所医師の説明・同意を得た場合（1ヶ月につき）	483単位	約492円
短期集中リハビリテーション実施加算（1日につき）	200単位	約204円
認知症短期集中リハビリテーション加算（1日につき）	240単位	約244円
退院時共同指導加算（退院後初回訪問時）	600単位	約611円

介護予防訪問リハビリテーション利用料金の目安（1割負担、要支援1、2の場合）

サービス区分	基本単位数	利用料金目安
（介護予防）訪問リハビリテーション費（20分）＋サービス提供体制強化加算Ⅰ（20分）	298＋6単位	約310円
（介護予防）訪問リハビリテーション費（40分）＋サービス提供体制強化加算Ⅰ（40分）	608＋12単位	約619円
（介護予防）訪問リハビリテーション費（60分）＋サービス提供体制強化加算Ⅰ（60分）	912＋18単位	約928円
（介護予防）短期集中リハビリテーション実施加算（1日につき）	200単位	約204円
退院時共同指導加算（退院後初回訪問時）	600単位	約611円
（介護予防）利用開始月から12月超の場合（20分につき）	－30単位	約30円

1単位あたりの単価を長野市の場合（7級地 10.17円）として換算

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月30日まで「訪問リハビリテーション費」（介護予防も含む）は0.1%上乗せして算定致します。

(2) 「利用者負担金」は、翌月末までに、お支払い下さい。

(3) 介護保険の法定利用料に基づく「利用者負担金」以外の料金として、別途、交通費として以下の通り申し受けますのでご了承下さい。

クリニックから利用者宅までの走行距離（片道）10km未満：無料

10km以上：10kmを超えた往復の走行距離 1kmにつき25円

5. サービスの中止

(1) 利用者の都合によりサービスの利用を中止する場合、下記のキャンセル料を申し受けますのでご了承下さい。利用者の容体が急変等、緊急やむを得ない事情がある場合を除きます。

(連絡先は、賛育会クリニック訪問リハビリテーション 電話026-257-2470)

連絡時間	キャンセル料
サービス利用日の前日 17:30 まで	無料
サービス利用日の前日 17:30 以降	利用者負担金の 100%

(別紙2)

苦情等の相談について

賛育会では施設サービスご利用の皆様からの苦情等について、次のとおりご相談を受け付けております。承りました苦情等のご相談内容については必要に応じて賛育会が委嘱する第三者機関に報告し、ご利用の皆様の立場に立った公正な解決に努めます。

1. ご相談窓口

賛育会の経営または受託する各施設・事業所に設置するほか、法人事務局でも窓口を設けて苦情等のご相談を受け付けています。インターネットを利用して法人のホームページでも受け付けをしています。

(1) 施設・事業所の相談窓口

施設・サービス	苦情受付担当者	苦情解決責任者	電話番号
賛育会クリニック	理学療法士 峯村 優一	院長 宮澤 明住	026-257-2470

〒389-1105 長野市豊野町豊野634番地 社会福祉法人賛育会 賛育会クリニック

Tel026-257-2470 Fax026-257-4486

(2) 法人の相談窓口

担当者 法人事務局 総務課長 連絡先 社会福祉法人 賛育会

〒130-0012 東京都墨田区太平三丁目17番8号

Tel03-3622-7614 Fax03-3829-2302

ホームページ <http://www.san-ikukai.or.jp/indexhtml>

(3) その他の相談窓口

長野市介護保険課

Tel026-224-7871 Fax026-224-8694

長野県国民保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係

Tel026-238-1580

長野県福祉サービス運営適正化委員会 (苦情相談)

Tel0120-28-7109 Fax026-228-0130

2. 苦情対応のための第三者機関について

賛育会では、ご利用の皆様の立場に立った公正な解決を図るため、苦情対応のための委員会を第三者に委嘱しています。賛育会が経営又は受託する施設の地域に在住する有識者の方々と賛育会の監事で構成されています。

委員会の構成

- 柴田 光昭 (元賛育会理事・職員 特定非営利活動法人共働学舎 ぶどうの会)
- 阿形 操 (前御前崎市民生委員・児童委員、御前崎市地域医療を育む会 代表)
- 柴田 和子 (墨田区保護司会吾嬬西分長)
- 坂野 修一 (特定非営利活動法人町田フレンズサポート 事務局長)
- 坂根 慶子 (すみだ女性センター運営委員 すみだ女性センター協力委員)
- 田宮 一茂 (社会福祉法人ベタニヤホーム 法人事務長)
- 齊藤 希世 (東京YMCA教育・保育事業部統括)